



平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 南日本銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 石井 祥  
(コード番号 8554 福証)  
問 合 せ 先 取締役総務部長 上内 明廣  
電 話 番 号 (099) 226 - 1119

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 9 8 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

平成 17 年 7 月 26 日公布され、平成 18 年 5 月 1 日施行された会社法の規程に、文言や表現を適応させるため新設・変更・削除を行うものであります。また、従来の定款の構成を会社法の規定に沿った形で表現できるような体裁に変更するための章の構成とし、それに伴う条文の異動を行うほか、より効率的で銀行経営を行っていくことを目的として、主に次の変更を行うものであります。

(1) 単元未満株主の権利の一部を制限するための規定の新設。 第 10 条

(2) 取締役会の決議について書面による決議を可能にするための新設。 第 25 条

(3) 株主総会参考書類等の開示にインターネットを利用する方法を可能にするための新設。  
第 17 条

(4) 議決権の代理行使に際して代理人の数及び権利を証明する書面の提示を求めるための  
新設。第 19 条

(5) 自己株式の取得を可能にするための新設。 第 7 条

(6) 定時株主総会の基準日を設定するための新設。 第 15 条

(7) 取締役の選任決議は累積投票によらないこととするための新設。 第 21 条第 3 項

(8) 補欠監査役の任期を調整するための新設を行うものであります。 第 30 条第 2 項  
尚、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付けで、当行定款には以下の定めがあるものとみなされており、併せて変更するものであります。

(1) 当行に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。

(2) 当行は株券を発行する旨の定め。

(3) 当行は株主名簿管理人を置く旨の定め。

また、附則については当初の目的を達成しており削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜)

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第 2 条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当銀行の公告は、日本経済新聞および鹿児島市において発行する南日本新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(機関)</p> <p>第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、 <u>次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告の方法) 第 5 条 当銀行の公告方法は、日本経済新聞および鹿児島市において発行する南日本新聞に掲載して行う。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第 5 条 当銀行の発行する株式の総数は1億株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は 1 億株とする。</p> <p style="text-align: center;">(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当銀行は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当銀行は、株式に係る株券を発行す</p>

<p>(1単元の株式の数)</p> <p>第 6 条 当銀行の1単元の株式の数は、1,000 株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当銀行は、1単元の株式数に満たない株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程にさだめるところについてはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(単元未満株式の買増し請求)</p> <p>第 8 条 当銀行の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 当銀行の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行、株券喪失登録の手続き、株券の不所持、株主としての届出、その他の株式に関する手続きおよびそれらの手数料については取締役会の定める「株式取扱規程」による。</p>	<p>る。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当銀行の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p>当銀行は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当銀行の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 11 条 当銀行の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当銀行の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p>
--	--

(名義書換代理人)

第 10 条 当銀行の株式につき名義書換代理人をおく。名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定しこれを公告する。  
— 当銀行の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失にかかる手続き、単元未満株式の買取りおよび買増し請求の取扱および諸届出その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当銀行においてはこれを取扱わない。

(基準日)

第 11 条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  
— 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第 12 条 (条文省略)

(新設)

(議長)

第 13 条 株主総会の議長は頭取がこれにあたる。頭取に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(株主名簿管理人)

第 13 条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。  
— 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  
— 当銀行の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。

(削除)

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第 14 条 (現行どおり)

(定時株主総会の基準日)

第 15 条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 16 条 株主総会は、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。  
— 取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(新設)

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。

商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

(新設)

#### 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第 16 条 (条文省略)

(選任)

第 17 条 (条文省略)

取締役の選任にあたっては、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 17 条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第 20 条 (現行どおり)

(選任方法)

第 21 条 (現行どおり)

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(新設)

(任期)

第 18 条 取締役の任期は、就任後、2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会)

第 19 条 取締役をもって取締役会を組織する。  
\_\_ 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会の招集)

第 20 条 取締役会は、会長または頭取が招集し議長となる。会長および頭取ともに事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。

取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 (条文省略)

(報酬)

第 22 条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

\_\_ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会規程)

第 23 条 (削除)  
\_\_ (現行どおり)

(取締役会の招集権者、議長および招集通知)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長または取締役頭取がこれを招集し、議長となる。取締役会長または取締役頭取に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役および役付取締役)

第 26 条 (現行どおり)

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第 23 条 (条文省略)

(選任)

第 24 条 (条文省略)

監査役の選任にあたっては、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(任期)

第 25 条 監査役の任期は、就任後、4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

(新設)

(監査役会)

第 26 条 監査役をもって監査役会を組織する。

— 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役会の招集)

第 27 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。

監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。

(常勤の監査役)

第 28 条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(報酬)

第 29 条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第 28 条 (現行どおり)

(選任方法)

第 29 条 (現行どおり)

監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

— 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会規程)

第 31 条 (削除)

— (現行どおり)

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる

監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計 算

(営業年度)

第 30 条 当銀行の営業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(利益処分)

第 31 条 (条文省略)

(配当金支払株主確定)

第 32 条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主、または、登録質権者に支払う。

(中間配当)

第 33 条 当銀行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または、登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金支払義務の免除)

第 34 条 利益配当金、中間配当金は、その配当金支払開始の日から満5年を経過したときは、当銀行は、その支払の義務を免れるものとする。

(条文省略)

附 則

平成元年2月1日前に締結した相互掛金契約に関する業務については、この定款の第2条の規定にかかわらず「金融機関の合併及び転換に関する法律」第24条第1項第6号で準用する同法第17条第1項の規定により継続するものとする。

以上

## 第7章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(利益処分)

第 36 条 (現状どおり)

(剰余金の配当)

第 37 条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または、登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第 38 条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または、登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過したときは、当銀行は、その支払の義務を免れるものとする。

(現行どおり)

(削除)